

# 日本薬局方

日本薬局方は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条第1項の規定に基づき、医薬品の性状及び品質の適正を図るため、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める医薬品の規格基準書である。明治19年に初めて公布され、近年では5年毎に全面改正されており、本年6月には第十七改正日本薬局方第二追補が告示・施行されている。